

平成24年1月27日

作用法に規定がある個別の事務・権限の移譲の検討に係る
「当てはめ案」について（回答）

環 境 省

平成24年1月11日に照会のあった標記について、以下のとおり意見を申し上げます。

1. 国と地方の關係に鑑み、特に国として責任を果たすべきもの、すなわち、
 - ・ 地域の利害を超えて、全国的・国際的な保護の観点からの政策判断が求められる国立公園や絶滅危惧種等の保護管理
 - ・ 国境管理業務であり、また、国際約束の履行のために実施する有害廃棄物や野生動物の水際規制・取引規制
 - ・ 放射性物質汚染への対処等、大規模な災害・事故時において国に求められる対応措置
 - ・ 原子力規制庁(仮称)移管に伴う原子力安全業務(広域的な連絡調整)等に関しては、引き続き、地方環境事務所で実施すべきである(様式3の意見参照)。
 2. それ以外の地球温暖化対策、廃棄物・リサイクル対策、公害対策、鳥獣被害対策等の事務・権限については、
 - (1) 内閣府が示す予定の広域的实施体制の枠組みの詳細設計等が未だ提示されておらず、また、人員移管に関する検討が進んでいない現状では、十分な検討ができない。環境省としては、以下の対応が必要と考えている：
 - ・ 権限と責任のある長を置き、迅速かつ責任ある意思決定を可能にする
 - ・ 移譲する事務に関連する構成府県の事務を持ち寄り、広域的な環境行政の効果的、効率的な発展を目指す
 - ・ 移管される職員の専門性を活かしたキャリアパスを確保するとともに、環境保全に知見のある職員の採用・育成を図る
 - (2) また、他省の出先機関と共管する事務・権限については、他省と一体的に移譲することが必要。
 - (3) さらに、国との情報共有が密接に行われ、連携して法令を執行できる仕組み(国の並行権限行使、国への事後報告等)とすべきである(様式2の意見参照)。
- 以上の条件が満たされれば、移譲対象として検討する。

個表番号: 2-6 法令名: 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(H6法9)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
修正	18①	水道水源特定事業場から排出水を排出する者等に対する報告徴収、立入検査	法26の2規則17	規則17 ただし書	自治	法18① 規則17 ただし書		根拠条文を正確に記載。

個表番号： 2-10 法令名： 瀬戸内海環境保全特別措置法（S48法110）

修正等の 内容	条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限 の行使	国の関与 (メルクマール)	
修正	12の6②	指定物質排出者に対する報告徴収	法22 規則11	規則11 ただし書	自治	—	—	第12条の6第2項には都道府県の事務は規定されていないため。

個表番号： 2-14 法令名： 水質汚濁防止法（S45法138）

修正等の 内容	条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限 の行使	国の関与 (メルクマール)	
修正	22①	特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場の設置者等に対する報告徴収又は立入検査	法27の2 規則12	規則12 ただし書	自治	法22① 規則12 ただし書	—	水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成23年6月22日法律第71号）が未施行のため（平成24年6月1日施行）。

個表番号： 2-15 法令名： 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（S45法139）

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
修正	13①	農用地への立入調査	法16の2 ② 省令本則	省令本則 ただし書	自治	法13① 省令本則 ただし書	—	根拠条文を正確に記載。
修正	14①	関係地方公共団体の長への資料提出、説明要求	法16の2 ② 省令本則	—	—	—	—	根拠条文を正確に記載。

個表番号： 2-19 法令名： 農薬取締法（S23法82）

修正等の 内容	条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限 の行使	国の関与 (メルクマール)	
修正	13①	農薬製造者等に対する報告徴収、立入検査（農薬の登録等の規定の施行に必要な限度）	法13の④ 4② 省令Ⅰ	省令本則 ただし書	法定 (4)②	法13① 政令4① 省令本則 ただし書	報告(6)② (法13②)	根拠条文を修正。
修正	13③	農薬製造者等に対する報告徴収、立入検査（法律第13条第1項に定めるもの以外で法の施行に必要な限度）	法13の④ 4② 省令Ⅱ	省令本則 ただし書	自治	—	—	根拠条文を修正。

個表番号： ○-○ 法令名： 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（H17法110）

修正等の 内容	条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限 の行使	国の関与 (メルクマール)	
挿入	16	水道施設等における廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況の調査に係る報告の受理	法57 政令3	政令20 ただし書				
挿入	17① 18③	特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の指定	法57 政令3	政令20 ただし書				
挿入	18①②	特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の指定の申請の受理	法57 政令3	政令20 ただし書				
挿入	18④	特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の指定の申請を行った者等に対する報告徴収及び立入検査	法57 政令3	政令20 ただし書				
挿入	31③	除染特別地域内の土地等に係る除去土壌等の保管に関する台帳の作成及び管理	法57 政令3	政令20 ただし書				
挿入	31④	除染特別地域内の土地等に係る除去土壌等の保管に関する台帳の閲覧に係る事務	法57 政令3	政令20 ただし書				
挿入	49②	指定廃棄物の保管を行う者に対する報告徴収	法57 政令3	政令20 ただし書				
挿入	49③	特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行った者等に対する報告徴収	法57 政令3	政令20 ただし書				
挿入	49④	除染特別地域に係る除染等の措置等を行った者等に対する報告徴収	法57 政令3	政令20 ただし書				

個表番号： ○-○ 法令名： 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（H17法110）

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
挿入	50②	指定廃棄物の保管を行う者に対する立入検査、除去土壌等の収去（試験の用に供するのに必要な限度）	法57 政令3	政令20 ただし書				
挿入	50③	特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行った者等に対する立入検査、除去土壌等の収去（試験の用に供するのに必要な限度）	法57 政令3	政令20 ただし書				
挿入	50④	除染特別地域に係る除染等の措置等を行った者等に対する立入検査、除去土壌等の収去（試験の用に供するのに必要な限度）	法57 政令3	政令20 ただし書				

個表番号： ○-○ 法令名： 東日本大震災復興特別区域法（H23法122）

修正等の 内容	条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限 の行使	国の関与 (メルクマール)	
挿入	49⑤	国立公園における許可又は届出に関する事項に係る復興整備協議会の会議における協議及び同意	法88 令12	—	—	—	—	東日本大震災復興特別区域法の規定に基づく追加。
挿入	49⑥	国立公園における許可又は届出に関する事項に係る協議及び同意	法88 令12	—	—	—	—	東日本大震災復興特別区域法の規定に基づく追加。

個表番号：2－1

法令名：愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（H20法83）

条項	事務内容	権限移譲後							
		事務の区分（法定受託事務か自治事務か）			大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
11①	愛がん動物用飼料の製造業者等に対する報告徴収				○	移譲後も大臣に残る権限（権限委任省令本則、法第7条 等）を処理するためには並行権限行使を許容する必要があるため。	事後報告	6②	報告徴収・立入検査の結果に基づき、大臣が必要な措置をとることとなることから、「地方分権改革推進委員会第3次勧告（平成21年10月）」のメルクマール6②により、国に事後報告の関与を認めることが適当であるため。
12①	愛がん動物用飼料の製造業者等に対する立入検査等				○	移譲後も大臣に残る権限（権限委任省令本則、法第7条 等）を処理するためには並行権限行使を許容する必要があるため。	事後報告	6②	報告徴収・立入検査の結果に基づき、大臣が必要な措置をとることとなることから、「地方分権改革推進委員会第3次勧告（平成21年10月）」のメルクマール6②により、国に事後報告の関与を認めることが適当であるため。

個表番号：2－2

法令名：土壤汚染対策法(H14法53)

条項	事務内容	権限移譲後						
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)			大臣の並行権限の行使		国の関与	
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール
36③	指定調査機関に対する業務執行又は業務改善命令 ※ 一の広域的实施体制の地域を超えて調査業務を行う調査機関を除く。(様式3参照)				○	環境大臣による第36条第3項に基づく業務執行又は業務改善命令ができなければ、特に緊急の場合において、不適正な土壤汚染状況調査等が実施される可能性があり、ひいては人の健康に係る被害が生ずるおそれがある。また、現在も、同項に基づく業務執行又は業務改善命令の事務については、大臣の執行権が留保されている(省令第27条)。		
39	指定調査機関に対する適合命令 ※ 一の広域的实施体制の地域を超えて調査業務を行う調査機関を除く。(様式3参照)				○	環境大臣による第39条に基づく適合命令ができなければ、特に緊急の場合において、不適正な土壤汚染状況調査等が実施される可能性があり、ひいては人の健康に係る被害が生ずるおそれがある。また、現在も、同項に基づく適合命令の事務については、大臣の執行権が留保されている(省令第27条)。		
42	指定調査機関に対する指定の取消し ※ 一の広域的实施体制の地域を超えて調査業務を行う調査機関を除く。(様式3参照)				○	環境大臣による第42条に基づく指定の取消しができなければ、特に緊急の場合において、不適正な土壤汚染状況調査等が実施される可能性があり、ひいては人の健康に係る被害が生ずるおそれがある。また、現在も、同項に基づく指定の取消しの事務については、大臣の執行権が留保されている(省令第27条)。		

個表番号：2-2

法令名：土壤汚染対策法(H14法53)

条項	事務内容	権限移譲後							
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)			大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
43	指定調査機関の指定等の公示 ※ 一の広域的实施体制の地域を超えて調査業務を行う調査機関を除く。(様式3参照)				○	環境大臣による第43条に基づく指定調査機関の指定等の公示ができなければ、特に緊急の場合において、土壤汚染状況調査等の的確な実施が行えず、ひいては人の健康に係る被害が生ずる恐れがある。また、現在も、同項に基づく公示の事務については、大臣の執行権が留保されている(省令第27条)。			
54⑤	指定調査機関等に対する報告徴収及び立入検査 ※ 一の広域的实施体制の地域を超えて調査業務を行う調査機関を除く。(様式3参照)				○	環境大臣による第54条第5項に基づく報告徴収等ができなければ、国は自ら実態を把握することができず、特に緊急の場合において、指定調査機関に対する業務改善命令の実施等迅速な対応に支障を及ぼすこととなり、ひいては人の健康に係る被害が生ずる恐れがある。また、現在も、同項に基づく報告徴収又は立入検査の事務については、大臣の執行権が留保されている(省令第27条)。	事後報告	6②	報告徴収・立入検査の結果に基づき、大臣が必要な措置をとることとなることから、「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に事後報告の関与を認めることが適当であるため。
54①	土壤汚染状況調査に係る土地の所有者等に係る報告の徴収又は立入検査	自治 法定	(7)	報告徴収等は、国が直接執行する事務(環境大臣の指示)の前提となる手続の一部であり、報告徴収等のみでは行政目的を達成し得ないことから、「法定受託事務(メルクマール7)」に該当する。			事後報告	6②	報告徴収・立入検査の結果に基づき、大臣が必要な措置をとることとなることから、「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に事後報告の関与を認めることが適当であるため。

個表番号：2－2

法令名：土壤汚染対策法（H14法53）

条項	事務内容	権限移譲後							
		事務の区分（法定受託事務か自治事務か）			大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
56①	関係地方公共団体の長への資料提出又は説明要求	自治 法定	(7)	資料要求等は、国が直接執行する事務（環境大臣の指示）の前提となる手続の一部であり、資料要求等のみでは行政目的を達成し得ないことから、「法定受託事務（メルクマール7）」に該当する。					

個表番号：2－3

法令名：鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(H14法88)

条項	事務内容	権限移譲後							
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)			大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
10①	許可を受けないで鳥獣の捕獲等若しくは鳥類の卵の採取等を行った者又は条件違反者に対する措置命令 ※ 国指定鳥獣保護区内の許可に関するものは除く(様式3)				○	全国的観点からの希少鳥獣の保護の必要が生じた場合等においては、大臣の並行権限行使を許容する必要があるため。現行法令においても大臣の権限が留保されている(規則第80条)。			
15⑩	指定猟法による鳥獣の捕獲等許可条件違反者に対する措置命令				○	全国的観点からの指定猟法の取締りの必要が生じた場合においては、大臣の並行権限行使を許容する必要があるため。現行法令においても大臣の権限が留保されている(規則第80条)。			
75①	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可を受けた者等に対する報告徴収 ※ 国指定鳥獣保護区内の許可に関するものは除く(様式3)				○	全国的観点からの希少鳥獣の保護の必要が生じた場合等においては、大臣の並行権限行使を許容する必要があるため。現行法令においても大臣の権限が留保されている(規則第80条)。	事後報告	6②	報告徴収・立入検査の結果に基づき、大臣が必要な措置をとることとなることから、「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に事後報告の関与を認めることが適当であるため。

個表番号：2ー4

法令名：ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（H13法65）

条項	事務内容	権限移譲後							
		事務の区分（法定受託事務か自治事務か）			大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
17	事業者等への報告の徴収				○	移譲後も大臣に残る権限（規則第11条、法第16条）を処理するためには、並行権限行使を許容する必要があるため。	事後報告	6②	報告徴収、立入検査の結果に基づき、大臣が事業者等に対して改善命令を発することとなることから、「地方分権改革推進委員会第3次勧告（平成21年10月）」のメルクマール6②により、国に事後報告の関与を認めることが適当であるため。
18①	事業者等への立入検査				○		事後報告	6②	

個表番号：2－5

法令名：ダイオキシン類対策特別措置法（H11法105）

条項	事務内容	権限移譲後							
		事務の区分（法定受託事務か自治事務か）			大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
34①	特定施設設置者への報告徴収、立入検査				○	移譲後も大臣に残る権限（規則第17条、法第37条）を処理するためには、並行権限行使を許容する必要があるため。	事後報告	6②	報告徴収・立入検査の結果に基づき、大臣が必要な措置をとることとなることから、「地方分権改革推進委員会第3次勧告（平成21年10月）」のメルクマール6②により、国に事後報告の関与を認めることが適当であるため。

個表番号：2－6

法令名：特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（H6法9）

条項	事務内容	権限移譲後						
		事務の区分（法定受託事務か自治事務か）			大臣の並行権限の行使		国の関与	
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール
18①	水道水源特定事業場から排出水を排出する者等に対する報告徴収、立入検査				○	移譲後も大臣に残る権限（規則第17条、法第23条の2）を処理するためには、並行権限行使を許容する必要があるため。	事後報告	6② 報告徴収・立入検査の結果に基づき、大臣が必要な措置をとることとなることから、「地方分権改革推進委員会第3次勧告（平成21年10月）」のメルクマール6②により、国に事後報告の関与を認めることが適当であるため。

個表番号：2－10

法令名：瀬戸内海環境保全特別措置法（S48法110）

条項	事務内容	権限移譲後							
		事務の区分（法定受託事務か自治事務か）			大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
12の6②	指定物質排出者に対する報告徴収				○	移譲後も大臣に残る権限（規則第11条、法第20条 等）を処理するためには、並行権限行使を許容する必要があるため。	事後報告	6②	報告徴収・立入検査の結果に基づき、大臣が必要な措置をとることとなることから、「地方分権改革推進委員会第3次勧告（平成21年10月）」のメルクマール6②により、国に事後報告の関与を認めることが適当であるため。

個表番号：2－11

法令名：化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（S48年法117）

条項	事務内容	権限移譲後							
		事務の区分（法定受託事務か自治事務か）			大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
43①	製造又は輸入しようとして いる新規化学物質が予定 されている取扱方法等から みて環境汚染等が生じる おそれがないとの確認を受 けた者等に対する報告徴 収（立入検査等権限の行 使に係るものに限る。）				○	移譲後も大臣に残る権限（委任省令 本則、法第3条第3項から第5項ま で、法第5条第6項）を処理するた めには、並行権限行使を許容する必 要があるため。	事後報告	6②	報告徴収、立入検査の結果に基づ き、大臣が製造・輸入者に対して確認 の取り消しを実施することとしているこ とから、「地方分権改革推進委員会第 3次勧告（平成21年10月）」のメルク マール6②により、国に事後報告の関 与を認めることが適当であるため。
44①	製造又は輸入しようとして いる新規化学物質が予定 されている取扱方法等から みて環境汚染等が生じる おそれがないとの確認を受 けた者等に対する立入検 査等				○		事後報告	6②	

個表番号：2－13

法令名：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（S45法137）

条項	事務内容	権限移譲後							
		事務の区分（法定受託事務か自治事務か）			大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
8⑤	石綿が含まれる一般廃棄物等の無害化処理の認定申請があった場合の告示に関する都道府県及び市町村の長への通知及び意見聴取期間の指定 ※ 法9の10⑧において準用				○	移譲後も大臣に残る権限（規則第20条、法第9条の10 等）を処理するためには、並行権限行使を許容する必要があるため。			
15⑤	石綿が含まれる産業廃棄物等の無害化処理の認定申請があった場合の告示に関する都道府県及び市町村の長への通知及び意見聴取期間の指定				○	移譲後も大臣に残る権限（規則第20条、法第15条の4の4 等）を処理するためには、並行権限行使を許容する必要があるため。			
18②	再生利用認定業者等に対する報告徴収				○	移譲後も大臣に残る権限（規則第20条、法第9条の8③ 等）を処理するためには、並行権限行使を許容する必要があるため。	事後報告	6②	報告徴収、立入検査の結果に基づき、大臣が事業者に対して認定の取消し等を行うこととなることから、「地方分権改革推進委員会第3次勧告（平成21年10月）」のメルクマール6②により、国に事後報告の関与を認めることが適当であるため。
19②	再生利用認定業者等に対する立入検査				○		事後報告	6②	

個表番号：2－13

法令名：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（S45法137）

条項	事務内容	権限移譲後						
		事務の区分（法定受託事務か自治事務か）			大臣の並行権限の行使		国の関与	
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール
24の3①	緊急時における事業者等への報告徴収及び立入検査				○	移譲後も大臣に残る権限（規則第20条、法第19条の4等）を処理するためには、並行権限行使を許容する必要があるため。	事後報告	6② 報告徴収、立入検査の実施の結果、生活環境保全上の支障が生じている場合には、都道府県知事と連携の上、迅速に措置命令等の行政処分につなげていく必要があることから、「地方分権改革推進委員会第3次勧告（平成21年10月）」のメルクマール6②により、これらの事務の実施に係る状況等について、国に事後報告の関与を認めることが適当であるため。

個表番号：2－14

法令名：水質汚濁防止法(S45法138)

条項	事務内容	権限移譲後						
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)			大臣の並行権限の行使		国の関与	
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール
22①	特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場の設置者等に対する報告徴収又は立入検査				○	移譲後も大臣に残る権限(規則第12条、法第24条の2)を処理するためには、並行権限行使を許容する必要があるため。	事後報告	6②
22②	指定地域における報告徴収				○	移譲後も大臣に残る権限(規則第12条、法第24条の2)を処理するためには、並行権限行使を許容する必要があるため。	事後報告	6②

個表番号：2－15

法令名：農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（S45法139）

条項	事務内容	権限移譲後							
		事務の区分（法定受託事務か自治事務か）			大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
13①	農用地への立入調査				○	移譲後も大臣に残る権限（委任省令本則、法第14条の2）を処理するためには、並行権限行使を許容する必要があるため。	事後報告	6②	立入調査の結果に基づき、大臣が必要な措置をとることとなることから、「地方分権改革推進委員会第3次勧告（平成21年10月）」のメルクマール6②により、国に事後報告の関与を認めることが適当であるため。

個表番号：2－16

法令名：大気汚染防止法（S43法97）

条項	事務内容	権限移譲後						
		事務の区分（法定受託事務か自治事務か）			大臣の並行権限の行使		国の関与	
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール
26①	ばい煙発生施設を設置している者等に対する報告徴収又は立入検査				○	移譲後も大臣に残る権限（規則第20条、法第28条の2）を処理するためには、並行権限行使を許容する必要があるため。	事後報告	6② 報告徴収・立入検査の結果に基づき、大臣が必要な措置をとることとなることから、「地方分権改革推進委員会第3次勧告（平成21年10月）」のメルクマール6②により、国に事後報告の関与を認めることが適当であるため。

個表番号：2－19

法令名：農薬取締法(S23法82)

条項	事務内容	権限移譲後						
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)			大臣の並行権限の行使		国の関与	
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール
13①	農薬製造者等に対する報告徴収、立入検査(農薬の登録等の規定の施行に必要な限度)				○	移譲後も大臣に残る権限(委任省令本則、法第12条 等)を処理するためには、並行権限行使を許容する必要があるため。	事後報告	6②
13③	農薬製造者等に対する報告徴収、立入検査(農薬の登録等の規定の施行に必要な限度)	法定	(7) (4)②	法第13条第3項に基づく報告徴収等は、違法な農薬の製造販売等による国民の健康や環境への広域にわたる影響を防止するために不可欠であり、法定受託事務(メルクマール4②)に該当する。	○	移譲後も大臣に残る権限(委任省令本則、法第12条 等)を処理するためには、並行権限行使を許容する必要があるため。	事後報告	6②

個表番号：3－2

法令名：特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（H17法51）

条項	事務内容	権限移譲後							
		事務の区分（法定受託事務か自治事務か）			大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
18	使用者に対する特定特殊自動車の技術基準適合命令				○	移譲後も大臣に残る権限（規則36③、法13 等）を処理するためには、並行権限行使を許容する必要があるため。			
28②	業として特定特殊自動車を使用するものに対する指導及び助言（ただし、環境省所管事業に限る。）				○	移譲後も大臣に残る権限（規則36③、法28 等）を処理するためには、並行権限行使を許容する必要があるため。			
29①②	特定特殊自動車使用者に対する報告徴収及び立入検査				○	移譲後も大臣に残る権限（規則36③、法13 等）を処理するためには、並行権限行使を許容する必要があるため。	事後報告	6②	報告徴収・立入検査の結果に基づき、大臣が必要な措置をとることとなることから、「地方分権改革推進委員会第3次勧告（平成21年10月）」のメルクマール6②により、国に事後報告の関与を認めることが適当であるため

個表番号：3－3

法令名：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（H16法78）

条項	事務内容	権限移譲後							
		事務の区分（法定受託事務か自治事務か）			大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
5①② ④	特定外来生物の飼養等をしようとする者に対する許可、許可申請の受理、又は許可条件の設定	自治 法定受託	1	○本事務は、以下の理由により、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその処理を特に図る必要がある。 ・特定外来生物が一旦定着した場合、特定の地域にとどまらず、周辺地域に拡大し全国に蔓延して、生態系等に被害を及ぼす可能性がある。 ・飼養等許可を受けた者は、輸入規制の適用除外を受けるものであり、国境管理業務の一部になる。 ○また、許可と措置命令等は、一連の法的な手続きにかかわらず、自治事務と法定受託事務とが混在しており、制度的に適切でない。					
6①②	飼養等許可者に対する措置命令又は許可の取消し				○	全国的観点からの外来生物のまん延による生態系影響等の防止の必要が生じた場合には、大臣の並行権限行使を許容する必要があるため。現行法令においても大臣の権限が留保されている（施行規則第36条）。			
10①	飼養等許可者に対する報告徴収又は立入検査				○	全国的観点からの外来生物のまん延による生態系影響等の防止の必要が生じた場合には、大臣の並行権限行使を許容する必要があるため。現行法令においても大臣の権限が留保されている（施行規則第36条）。	事後報告	6②	報告徴収・立入検査の結果に基づき、大臣が必要な措置をとることとなることから、「地方分権改革推進委員会第3次勧告（平成21年10月）」のメルクマール6②により、国に事後報告の関与を認めることが適当であるため。

個表番号：3-3

法令名：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（H16法78）

条項	事務内容	権限移譲後							
		事務の区分（法定受託事務か自治事務か）			大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
13①	特定外来生物の防除に係る他人の土地若しくは水面への立ち入り又は捕獲等				○	全国的観点からの外来生物のまん延による生態系影響等の防止の必要が生じた場合には、大臣の並行権限行使を許容する必要があるため。現行法令においても大臣の権限が留保されている（施行規則第36条）。			
13②	特定外来生物の防除に係る他人の土地若しくは水面への立ち入り又は捕獲等				○	全国的観点からの外来生物のまん延による生態系影響等の防止の必要が生じた場合には、大臣の並行権限行使を許容する必要があるため。現行法令においても大臣の権限が留保されている（施行規則第36条）。			
18①②③	特定外来生物の防除に係る公示事項に適合することの確認又は認定と、その後の公示	自治 法定受託	1	○本事務は、以下の理由により、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその処理を特に図る必要がある。 ・特定外来生物が一旦定着した場合、特定の地域にとどまらず、周辺地域に拡大し全国に蔓延して、生態系等に被害を及ぼす可能性がある。 ○また、認定と報告徴収等は、一連の法的な手続きにかかわらず、自治事務と法定受託事務とが混在しており、制度的に適切でない。					
19	国及び地方公共団体以外の者で、認定を受けて特定外来生物の防除を行う者に対する報告徴収				○	全国的観点からの外来生物のまん延による生態系影響等の防止の必要が生じた場合には、大臣の並行権限行使を許容する必要があるため。現行法令においても大臣の権限が留保されている（施行規則第36条）。	事後報告	6②	報告徴収・立入検査の結果に基づき、大臣が必要な措置をとることとなることから、「地方分権改革推進委員会第3次勧告（平成21年10月）」のメルクマール6②により、国に事後報告の関与を認めることが適当であるため。

個表番号：3－3

法令名：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（H16法78）

条項	事務内容	権限移譲後							
		事務の区分（法定受託事務か自治事務か）			大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
20①②	確認等を受けて特定外来生物の防除を行う者の防除中止等通知の受理及びその確認等の取消し	自治 法定受託	1	○本事務は、以下の理由により、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその処理を特に図る必要がある。 ・特定外来生物が一旦定着した場合、特定の地域にとどまらず、周辺地域に拡大し全国に蔓延して、生態系等に被害を及ぼす可能性がある。 ○また、確認と報告徴収等は、一連の法的な手続きにかかわらず、自治事務と法定受託事務とが混在しており、制度的に適切でない。					
20③	防除が公示された事項に即して行われていないと認められるとき等に係る認定の取消し				○	全国的観点からの外来生物のまん延による生態系影響等の防止の必要が生じた場合においては、大臣の並行権限行使を許容する必要があるため。現行法令においても大臣の権限が留保されている（施行規則第36条）。			

個表番号：3－4

法令名：遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(H15法97)

条項	事務内容	権限移譲後						
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)			大臣の並行権限の行使		国の関与	
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール
30	遺伝子組換え生物等の使用等をしている者等からの報告徴収				○	移譲後も大臣に残る権限(施行規則第44条、法第10条 等)を処理するためには並行権限行使を許容する必要があるため。	事後報告	6②
31①	遺伝子組換え生物等の使用等をしている者等に対する立入検査等				○	移譲後も大臣に残る権限(施行規則第44条、法第10条 等)を処理するためには並行権限行使を許容する必要があるため。	事後報告	6②

個表番号：3—5

法令名：使用済自動車の再資源化等に関する法律（H14法87）

条項	事務内容	権限移譲後						
		事務の区分（法定受託事務か自治事務か）			大臣の並行権限の行使		国の関与	
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール
130③	自動車製造業者等に対する報告徴収				○	移譲後も大臣に残る権限（令第21条、法第37条、法第38条 等）を処理するためには、並行権限行使を許容する必要があるため。	事後報告	6②
131②	自動車製造業者等に対する立入検査				○			

報告徴収、立入検査の結果に基づき、大臣が事業者に対して指導、勧告、公表、命令等を実施することとしているため、「地方分権改革推進委員会第3次勧告（平成21年10月）」のメルクマール6②により、国に事後報告の関与を認めることが適当であるため。

個表番号：3—6

法令名：食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（H12法116）

条項	事務内容	権限移譲後							
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)			大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
9①	食品廃棄物多量発生事業者の定期報告の受理	法定	4 7	同事務の結果に基づき、大臣が事業者に対して指導、勧告、公表、命令等を実施することとしているため、「地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)」のメルクマール(7)に該当する。	○	移譲後も大臣に残る権限(令第7条、法第10条 等)を処理するためには、並行権限行使を許容する必要があるため。	事後報告	6②	報告徴収、立入検査等の結果に基づき、大臣が事業者に対して指導、勧告、公表、命令等を実施することとしているため、「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に事後報告の関与を認めることが適当であるため。
11①②⑤⑥	登録再生利用事業者の登録、登録又は変更申請の受付、廃止届出の受理、都道府県知事への通知	法定	4 7		○	全国的に適正なりサイクルの実施を確保する観点(例えば全国的に事業所を持つ事業者において不適正事案があった場合への対応等)から国も必要な措置を行えるよう、並行権限行使を許容する必要があるため。			
15①	登録再生利用事業者の料金の届出受理	法定	4 7		○				
15②	登録再生利用事業者の料金の変更指示	法定	4 7		○				
17①	登録の取消し	法定	4 7		○				

個表番号：3—6

法令名：食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（H12法116）

条項	事務内容	権限移譲後							
		事務の区分（法定受託事務か自治事務か）			大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
24①③	食品関連事業者、認定事業者に対する報告徴収又は立入検査	法定	⊕ 7	同事務の結果に基づき、大臣が事業者に対して指導、勧告、公表、命令等を実施することとしているため、「地方分権推進計画（平成10年5月閣議決定）」のメルクマール（7）に該当する。	○	移譲後も大臣に残る権限（令第7条、法第8条及び法第10条等）を処理するためには、並行権限行使を許容する必要があるため。	事後報告	6②	報告徴収、立入検査等の結果に基づき、大臣が事業者に対して指導、勧告、公表、命令等を実施することとしているため、「地方分権改革推進委員会第3次勧告（平成21年10月）」のメルクマール6②により、国に事後報告の関与を認めることが適当であるため。
24②	登録再生利用事業者に対する報告徴収又は立入検査	法定	⊕ 7		○	全国的に適正なリサイクルの実施を確保する観点（例えば全国的に事業所を持つ事業者において不適正事案があった場合への対応等）から国も必要な措置を行えるよう、並行権限行使を許容する必要があるため。			

個表番号：3—9

法令名：特定家庭用機器再商品化法(H10法97)

条項	事務内容	権限移譲後							
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)			大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
52	小売業者等に対する報告徴収				○	移譲後も大臣に残る権限(令第7条、法第15条、法第16条、法第27条及び法第28条)を処理するためには、並行権限行使を許容する必要があるため。	事後報告	6②	報告徴収、立入検査の結果に基づき、大臣が事業者に対して指導、勧告、公表、命令等を実施することとしているため、「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に事後報告の関与を認めることが適当であるため。
53①	小売業者等に対する立入検査				○				

個表番号：3－10

法令名：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(H7法112)

条項	事務内容	権限移譲後							
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)			大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
39	特定容器の製造若しくは販売又は特定包装を利用する事業者に対する報告徴収				○	移譲後も大臣に残る権限(令第12条、法第19条及び法第20条 等)を処理するためには、並行権限行使を許容する必要があるため。	事後報告	6②	報告徴収、立入検査の結果に基づき、大臣が事業者に対して指導、勧告、公表、命令等を実施することとしているため、「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に事後報告の関与を認めることが適当であるため。
40①	特定事業者に対する立入検査				○				

[用紙番号 環境省—1]

個表番号	2-18	法律名	自然公園法 (S32 法 161)
条 項	すべて	事務内容	・ 国立公園事業の認可、届出受理等 ・ 国立公園における行為の許可、届出受理等 ・ 国立公園における命令、報告徴収、立入検査等 ・ 国立公園の指定、公園計画の決定等に係る実地調査 等

① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

I 国立公園は、国が保護管理するのが国際標準

- 国立公園は観光振興など地域経済の活性化にも資するが、それを目的として指定・管理しているのではない。国立公園は我が国を代表する優れた自然であり、国民全体の付託を受けて、その自然を保護することが第一の目的。多くの自然保護関係の N G O や有識者も環境省で保護管理すべきとの意見。
- 世界的に見ても、国立公園は、途上国を含め、国が保護するのが国際標準。
- ・ 州の権限が強い連邦制である米国、カナダ等においても、国立公園は連邦政府が管理しており、地域主権とは異なる観点、考え方の下で整理されていることがわかる。
 - ・ 我が国にはすでに、別途地方自治体が管理する自然公園として「国定公園」、「都道府県立自然公園」もある。
- 国立公園の屋久島、知床、小笠原などは世界遺産となり、世界的に認知されているが、国際社会で高く評価されるためには、国が責任を持って保護していることが重要。
- ・ 保護地域の世界遺産への推薦は、国際約束上、国が行うこととなっており、保護管理も国が責任をもって行うことが原則。
- 生物多様性の保全は国際的課題。国立公園等の保護区の新規指定・拡大や公園計画の策定を進めるのは国の責務であり、地域の実情も踏まえつつ、国際的・全国的見地からその企画立案を行っているのが地方環境事務所である。
- ・ 国連生物多様性条約でも「生息域内保全」のために国立公園等の保護区は重要な施策として位置づけられている。
 - ・ 2010 年に名古屋で開催された国連生物多様性条約第 10 回締約国会議（C O P 1 0）において我が国が議長として合意に導いた愛知目標においても、保護区の総面積等について数値目標が設定されたが、その取組として国による優先順位づけや国際協調などが強調されている。
- 以上のことも含め、「国立公園」は国が責任を持って保護管理するから「国立」という名称を冠している。国立公園は各国政府の自然保護の取組を象徴する国際的な存在。地方公共団体が保護管理に責任をもつ地域になれば、国際的にはもはや「国立公園」とは言えなくなってしまう。

- ・我が国をはじめ各国政府が参加する世界最大の自然保護機関であり、準・国連機関とも言える「国際自然保護連合（IUCN）」においても、1969年に定めた定義の中で、国立公園を「保護のための施策を講じるのが“the highest competent authority of the country”（国内で最高の権能を有する行政機関）である地域」と明記している。国立公園の地方移管は、このような国際標準からの逸脱であるとして、国際的に批判されるおそれがある。

Ⅱ 国立公園の保護管理は、国の環境行政機関による開発チェックが基本

- 開発推進の役割や権限を持っている地方自治体ではなく、地域の開発利益から離れて、自然の価値を科学的・客観的に判断できる国の環境行政機関が保護を担い、開発と保護のチェック＆バランスを確保するシステムが必要。
 - ・地方公共団体は保護のみならず開発を推進する立場も併せ持っている。地方公共団体の要望により、道路、河川・ダム、農村施設、空港、鉄道の整備等が行われることが多い。さらには地方公共団体自らが開発事業者として開発許可申請を行うこともあり、その際には、保護による利益との間で明らかな利益相反となる。
 - ・なお、地方公共団体の首長や職員の考え方や能力の問題ではなく、そのような属人的な事情に頼らない、システムとして構築することが必要。
- 平成 11 年の地方分権一括法の基となった平成 10 年閣議決定の地方分権推進計画においても、国の直接執行事務に区分。
- 自然はその場所によって千差万別であるので、一律の数値基準のような許可基準を作ってもそのとおり運用すれば済むものではない。また、一度失われた自然を回復させることも非常に難しく、国による是正措置、代執行などの仕組みにはなじまない。
 - ・全国的・国際的な見地から、現場にいるレンジャー（自然保護官）が地域の自然・生物多様性の現状と価値を評価し、地域との協働において保護管理が図られるべきもの。
- 国立公園の約 6 割の土地が、林野庁の管理する国有林。国立公園と国有林との調整は、国の機関同士で総合的に調整・管理することが適当。

Ⅲ 国立公園の地方移管は、自然保護の専門的知見のある職員配置を困難にする。

- 保護管理は、それを担う「人」が重要。このため、環境省では、自然保護を志すレンジャー（自然保護官）を毎年採用し、2、3 年毎に全国を転勤させることで様々な自然の保護管理を経験させている。また、本省での政策の企画立案や国会対応、海外や研究機関での勤務等を経験し、国内外の最新の情報を得ている。このような環境大臣の指揮監督の下での人事システムがあってこそ、保護と利用のバランスをとり、全国的・国際的な視点に立った質の高い国立公園の保護管理が可能になる。
 - ・保護地域の管理の在り方をめぐり、国際的に盛んな議論が行われており、環境省のレンジャーも日本政府を代表して参画している。このような国際的な知見を適切に現場の管理に反映していく

ためにも、国の職員が国立公園の管理に責任をもって行うことが適当。

- ・また、レンジャーが丸ごと移管され、国内の特定地域にのみ責任を有する組織の中で、狭い範囲での経験しか得られないと、多様な地域の最新情報に基づく全国的・国際的な視点での管理が困難となる。また、許可権者が地元と密着しすぎるものの問題も起きうる。
- ・さらに、もともと我が国の国立公園は非常に少人数の職員で運営されており、自然保護の専門職員は少ない（レンジャーは全国で約 260 人に過ぎない。）ため、各地域ごとに採用・育成するよりも、全国レベルで採用・育成の方が合理的。

② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

③ 移譲の例外とすべきと考える理由

① のとおり。

ただし、国立公園の保護管理に広域的实施体制をはじめとする地方自治体の考え方が反映され得るような協働型の管理のあり方について検討することを考えている。

[用紙番号 環境省—2]

個表番号	2-12	法 律 名	自然環境保全法 (S47 法 85)
条 項	すべて	事務内容	・ 原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域における行為の許可、届出受理等 ・ 原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域における命令、報告徴収、立入検査等 ・ 自然環境保全地域における保全事業の執行の同意等 ・ 自然環境保全地域の指定、保全計画の決定等に係る実地調査

① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

- 本法に基づく原生自然環境保全地域や自然環境保全地域は、南硫黄島や白神山地をはじめとして、人間活動の影響が少なく原始的な自然環境を維持している地域を開発から保護するために指定されたものである。基本的に開発は凍結され、許可される行為は学術研究等に限られている。国立公園と同様に、優れた自然環境を維持している地域を保護するため制度であり、移譲により不都合が生じる理由は国立公園と同じである。
- 平成 11 年の地方分権一括法の基となった平成 10 年閣議決定の地方分権推進計画においても、国の直接執行事務に区分。
- 原生自然環境保全地域や自然環境保全地域は、レンジャー（自然保護官）が国立公園の保護管理と一体的に行っていることから、両者を分断することは有機的な行政運営に支障を生じさせる。
- なお、連邦制である米国においても、国立公園（National Park）と並んで、原生自然保全地域（Wilderness Area）等として国で直接保護・管理することが基本である。

② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

③ 移譲の例外とすべきと考える理由

① と同じ。

ただし、原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の保護管理について広域的实施体制をはじめとする地方自治体と連携するような方策について検討することを考えている。

[用紙番号 環境省—3]

個表番号	2-3	法 律 名	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（H14 法 88）
条 項	国指定鳥獣保護区に関する条項（9①②④⑤⑦⑧⑨⑪⑬、10①②、28 の 2⑤、29⑦⑧⑩、30①②③、31①②、75①②③）	事務内容	・国指定鳥獣保護区における鳥獣の捕獲許可等 ・国指定鳥獣保護区における保全事業の同意等 ・国指定鳥獣保護区における行為の許可等 ・国指定鳥獣保護区における命令、報告徴収、立入検査等 ・国指定鳥獣保護区の指定等に係る実地調査等
① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
○ 本法に基づく国指定鳥獣保護区及び同特別保護地区は、ラムサール条約登録湿地や国境を超えて移動する渡り鳥の中継地、イリオモテヤマネコ、ツシマヤマネコやトキ等の希少鳥獣の生息地など、国際的・全国的見地から重要な鳥獣及びその生息地を保護するために指定されたものである。国立公園と同様に、優れた自然環境を維持している地域を保護するため制度であり、移譲により不都合が生じる理由は国立公園と同じである。 ○ 平成 11 年の地方分権一括法の基となった平成 10 年閣議決定の地方分権推進計画においても、国の直接執行事務に区分。 ○ 国指定鳥獣保護区は、レンジャー（自然保護官）が国立公園の保護管理と一体的に行っていることから、両者を分断することは有機的な行政運営に支障を生じさせる。 ○ なお、連邦制である米国においても、国立公園（National Park）と並んで、国指定野生生物保護区（National Wildlife Refuge）等として国で直接保護・管理することが基本である。			
② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
① と同じ。 ただし、国指定鳥獣保護区の保護管理に広域的实施体制をはじめとする地方自治体の考え方が反映され得るような方策について検討することを考えている。			

[用紙番号 環境省—4]

個表番号	2 - 3	法 律 名	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（H14 法 88）
条 項	鳥獣の輸出入規制に関する条項（25②④⑤⑥⑦、26③④）	事務内容	・輸出しようとする鳥獣の適法捕獲証明書の交付申請の受理、効力の取消し等 ・違法に鳥獣を輸出しようとした者への措置命令 ・特定輸入鳥獣が規定に適合して輸入されたものであることを表示する標識の交付等
① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
○ 国際的な取引の規制は、地域住民との関わりのない、純然たる国の業務。日本国政府として輸出入の相手国に対する一元的な対応が必要である。違法な輸出入が起きた場合には、適切な対応を取らなければ相手国当局への混乱を生じさせ、国際問題に発展するおそれがあり、相手国当局と協力し早急な問題解決を図ることが求められる。 ○ また、違法な輸出入への対応としては、地方環境事務所が税関などと連携しながら水際対策（貨物検査等の現場対応）を行っている。同事務と関連する税関その他の輸出入規制機関はすべて国の機関であり、輸出入に関する事務はすべて国が実施していることから、地方公共団体がこの事務を行う積極的意義はなく、移譲により不都合が生じると考える。			
② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
① と同じ。			

[用紙番号 環境省—5]

個表番号	2 - 8	法 律 名	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (H4 法 75)
条 項	希少種の個体等の保護等に関する条項 (8、10①②④⑤⑥⑦⑩、11①②③、18、19①、30①②③、<30③>、32①、<32①>、32②、<32②>、33①、<33①>、<33①>、33 の 4 ①、54 ②、47④、49)	事務内容	・ 輸入された希少種の個体等を譲受けした者等に対する報告徴収又は立入検査 ・ 国内希少野生動植物種の捕獲等の許可等 ・ 特定国内種事業の届出受理等 ・ 特定国内種事業者への指示、命令、報告徴収、立入検査等 ・ 特定国際種事業者への指示、報告徴収、立入検査等 ・ 保護増殖事業者に対する報告徴収 等

① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

- 種の保存法は、全国的な野生動植物の生息・生育状況を見て、国を単位に絶滅を回避し、種の保存を図るものである。特に行動範囲が広い鳥獣類については、地域ブロックの範囲を超えることも想定され、捕獲許可や保護増殖事業などを行う際には、全国の生息状況等を鑑みた上で行う必要があるため、一地域のみで対応することは、その保全に支障を生じさせるおそれがある。
- トキ、ツシマヤマネコ、イヌワシなど、絶滅のおそれのある野生動植物の種（希少種）の個体の保護に関しては、全国の専門家・研究機関の知見を集中させ、国家的なプロジェクトとして取り組んでいる。例えば、現在、環境省ではツシマヤマネコの飼育繁殖・野生復帰のプロジェクトを開始しており、全国の動物園等と連携し飼育繁殖を行い、長崎県の対馬で乳類初の野生復帰に取り組んでいる。地方自治体移管による体制の変更は事務に大きな支障を生じさせるおそれがある。
- 国際希少野生動植物種は、ワシントン条約により国際取引が厳しく規制されている種や二国間渡り鳥等保護条約により保護の対象となっている種を指定し、その流通を規制するものである。これは国際約束を履行するための純然たる国の業務である。また、登録票を備え付けた国際希少野生動植物種及び特定国際希少野生動植物種は、商品として全国的に流通することから、一地域のみで対応することは困難である。
- 特定国内希少野生動植物種に関しても、国際希少野生動植物種同様に全国的に流通するものであるから、他域と連動した報告聴取や立入検査等の対応が必要であり、一部の地域のみ実施主体が異なる状況は効率性に問題がある。平成 11 年の地方分権一括法の基となった平成 10 年閣議決定の地方分権推進計画においても、国の直接執行事務に区分している。

○ 希少種の保護は、必要に応じ現地にレンジャー（自然保護官）を駐在させるなど、国立公園の保護管理と一体的に行っていることから、両者を分断することは有機的な行政運営に支障を生じさせる。
② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策
③ 移譲の例外とすべきと考える理由
① と同じ。 ただし、希少種の保護管理に広域的实施体制をはじめとする地方自治体の考え方が反映され得るような方策について検討することを考えている。

[用紙番号 環境省—6]

個表番号	2-8	法 律 名	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（H4 法 75）
条 項	希少種の生息地等の保護に関する条項（35、37④⑤⑦⑧⑩、＜37⑤⑦＞、38④Ⅲ、39①②③④⑤、40①②、41①②、42①②、54③、49）	事務内容	・生息地等保護区における行為の許可、届出受理 ・生息地等保護区における命令、報告徴収、立入検査等 ・生息地等保護区の指定等に係る実地調査等
① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
○ 本法に基づく生息地等保護区は、鳥獣以外も含め、絶滅のおそれのある野生動植物の生息地を保護するために指定されたものである。国立公園と同様に、優れた自然環境を維持している地域を保護するため制度であり、移譲により不都合が生じる理由は国立公園と同じである。 ○ 生息地等保護区は、レンジャー（自然保護官）が国立公園の保護管理と一体的に行っていることから、両者を分断することは有機的な行政運営に支障を生じさせる。 ○ なお、連邦制である米国においても、国立公園（National Park）と並んで、国指定野生生物保護区（National Wildlife Refuge）等として国で直接保護・管理することが基本である。			
② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
① と同じ。 ただし、生息地等保護区の保護管理に広域的实施体制をはじめとする地方自治体の考え方が反映され得るような方策について検討することを考えている。			

[用紙番号 環境省—7]

個表番号	—	法 律 名	東日本大震災復興特別区域法（H23 法 122）
条 項	49⑤⑥	事務内容	・ 国立公園における許可又は届出に関する事項に係る協議を受け、同意すること。
① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
○ 本規定は、国立公園における許可又は届出に関する特例措置であるため、国立公園と同様の取扱いとする必要がある。			
② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
① と同じ。			

[用紙番号 環境省—8]

個表番号	2 - 2	法 律 名	土壌汚染対策法 (H14 法 53)
条 項	3 ① 35 36 ③ 37 ① 39 40 42 43 54 ⑤	事務内容	・ 調査機関の指定及び更新 ・ 指定調査機関の変更届出の受理 ・ 指定調査機関に対する業務執行又は業務改善命令 ・ 指定調査機関の業務規程の届出又は変更届出の受理 ・ 指定調査機関に対する適合命令 ・ 指定調査機関の業務廃止届出の受理 ・ 指定調査機関に対する指定の取消し ・ 指定調査機関の指定等の公示 ・ 指定調査機関に対する報告徴収及び立入検査
① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
○ 現在地方環境事務所が行っている指定調査機関に係る業務を広域的实施体制が行う場合、その指定・監督は、当該指定調査機関を指定した広域的实施体制が行うこととなり、これは、指定調査機関が一の広域的实施体制の地域を越えて調査業務を行う場合でも同様である。この場合、指定調査機関が調査業務を行う地域を管轄する広域的实施体制は、当該指定調査機関を指定していないことから、指定の取消し等の措置を行うことができないこととなるが、指定の取消し等の措置を実施できなければ、土壌汚染対策法の円滑な施行が行えず、ひいては同法の目的である国民の健康の保護にも支障を来すこととなる。 ○ 仮に、指定調査機関が調査業務を行う地域を管轄するすべての広域実施体制から指定・監督を受けることとした場合、当該指定調査機関がその中の一の広域的实施体制において同法第 42 条の取消要件に該当することとなった場合に、このような情報に関し、広域的实施体制間及び広域的实施体制と国との間での連絡調整に時間を要することになり、迅速かつ効率的な監督処分を行うことが困難になることが予想され、例えば、他の広域的实施体制において取消処分を受けた指定調査機関が別の広域的实施体制において指定を受け続けるような事態が生じる可能性がある。			
② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
一の広域的实施体制の地域内で調査業務を行う指定調査機関の指定・監督に関する事務は広域的实施機関に移管し、一の広域的实施体制の地域を超えて調査業務を行う指定調査機関の指定・監督に関する事務は国において行うこととする。			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			

[用紙番号 環境省—9]

個表番号	2 - 9	法 律 名	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 (H4 法 108)
条 項	7 12① 〈12①〉 15①② 16①②	事務内容	・ 輸出移動書類に係る輸出特定有害廃棄物等の輸出又は運搬を行わないこととなったとき等の届出の受理 ・ 輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等の処分を行ったとき等の届出の受理 ・ 輸入移動書類に係る廃棄物の処分を行ったとき等の届出の受理 ・ 特定有害廃棄物等の輸出した者、輸入した者等に対する報告徴収 ・ 特定有害廃棄物等の輸出した者、輸入した者等に対する立入検査
① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
○ 国境を越えて移動する有害廃棄物の管理については、「バーゼル条約」の的確かつ円滑な実施を確保する必要があるため、日本国政府として輸出入の相手国政府に対する一元的な対応が必要である。 ○ さらに、不法輸出入（シップバック等）が起きた場合には、適切な対応を取らなければ相手国当局への混乱を生じさせ、国際問題に発展するおそれがあることから、輸出入の相手国の当局と協力し早急な問題解決を図る必要がある。 ○ また、不法輸出入への対応としては、地方環境事務所が税関と連携しながら水際対策（貨物検査等の現場対応）を行っているが、本省ではこのような迅速な対応を行うことは困難である。 ○ 上記の点を踏まえると、有害廃棄物の輸出入に関する相手国政府との調整を地域単位で行うことは一元的な対応を阻害し、不法輸出入が起きた場合の早急な対応に支障が生ずるおそれがあるため適切ではなく、引き続き国の事務として実施する必要がある。 ○ また、同事務と関連する税関その他の輸出入規制機関はすべて国の機関であり、輸出入に関する事務はすべて国が実施していることから、地方公共団体がこの事務を行う積極的意義はなく、移譲により不都合が生じると考える。			
② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
①と同じ。			

[用紙番号 環境省—10]

個表番号	2-13	法 律 名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (S45 法 137)
条 項	10① 〈10①〉 15 の 4 の 5①④ 19 の 5① 19 の 6① 19 の 8① 19 の 8②③④	事務内容	・ 一般廃棄物の輸出の確認 ・ 産業廃棄物の輸出の確認 ・ 産業廃棄物の輸入許可、許可に係る条件の付与 ・ 産業廃棄物保管基準等に適合しない保管を行った場合等における当該産業廃棄物を輸入した者等に対する措置命令 ・ 産業廃棄物保管基準等に適合しない保管を行った場合等における当該産業廃棄物を排出した事業者に対する措置命令 ・ 産業廃棄物保管基準等に適合しない保管を行った場合等における当該産業廃棄物を輸入した者等に対する行政代執行 ・ 行政代執行に要した費用の請求
① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
○ 国境を越えて移動する廃棄物の管理については、「バーゼル条約」の的確かつ円滑な実施を確保する必要があるため、日本国政府として輸出入の相手国政府に対する一元的な対応が必要である。			
○ さらに、不法輸出入（シップバック等）が起きた場合には、適切な対応を取らなければ相手国当局への混乱を生じさせ、国際問題に発展するおそれがあることから、輸出入の相手国の当局と協力し早急な問題解決を図る必要がある。			
○ また、不法輸出入への対応としては、地方環境事務所が税関と連携しながら水際対策（貨物検査等の現場対応）を行っているが、本省ではこのような迅速な対応を行うことは困難である。			
○ 上記の点を踏まえると、廃棄物の輸出入に関する相手国政府との調整を地域単位で行うことは一元的な対応を阻害し、不法輸出入が起きた場合の早急な対応に支障が生ずるおそれがあるため適切ではなく、引き続き国の事務として実施する必要がある。			
○ また、同事務と関連する税関その他の輸出入規制機関はすべて国の機関であり、輸出入に関する事務はすべて国が実施していることから、地方公共団体がこの事務を行う積極的意義はなく、移譲により不都合が生じると考える。			
② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
①と同じ。			

[用紙番号 環境省— 1 1]

個表番号		法 律 名	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（H23 法 110）
条 項	16 17①・18③ 18①② 18④ 31③ 31④ 49② 49③ 49④ 50② 50③ 50④	事務内容	・ 水道施設等における廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況の調査に係る報告の受理 ・ 特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の指定 ・ 特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の指定の申請の受理 ・ 特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の指定の申請を行った者等に対する報告徴収及び立入検査 ・ 除染特別地域内の土地等に係る除去土壌等の保管に関する台帳の作成及び管理 ・ 除染特別地域内の土地等に係る除去土壌等の保管に関する台帳の閲覧に係る事務 ・ 指定廃棄物の保管を行う者に対する報告徴収 特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行った者等に対する報告徴収 ・ 除染特別地域に係る除染等の措置等を行った者等に対する報告徴収 ・ 指定廃棄物の保管を行う者に対する立入検査、除去土壌等の収去（試験の用に供するのに必要な限度） ・ 特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行った者等に対する立入検査、除去土壌等の収去（試験の用に供するのに必要な限度） ・ 除染特別地域に係る除染等の措置等を行った者等に対する立入検査、除去土壌等の収去

① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号。以下「法」という。）においては、国の責務として、「国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、必要な措置を講ずるものとする。」と規定されており（法第 3 条）、また、地方環境事務所が行うことされている第 16 条の事務等は事故由来放射性物質

による環境の汚染への対処に関する措置に係る事務であることから、当該事務は国が責任を持って行うべき事務であり、国と異なる主体である広域的实施体制に移譲することは法の趣旨に反する。なお、法においては、地方公共団体の責務について、「事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国の施策への協力を通じて、・・・適切な役割を果たす」とされているところ（法第4条）。

② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

③ 移譲の例外とすべきと考える理由

①と同じ。